

## 一般事業主 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 9月 1日～ 令和 10年 8月31日までの 5年間

2. 内容

目標：令和 7年 3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、令和 7年 4月より実施する。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 6年10月～ 職場内 事業会議での検討開始
- 令和 7年 4月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修(年1回)及び社内報などによる職員への周知  
(毎月)